

<報道発表資料>

令和7年10月7日

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

令和7年度京都市はぐくみ憲章実践推進者表彰について

～「大賞」3件、「はぐくみアクション賞」27件が受賞～

京都市では、子どもたちの今と未来のため、大人としてどう行動すべきかを示した「京都市はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の理念のもと、子どもを笑顔で温かく見守り、地域や社会の宝として大切に育む「はぐくみ文化」が息づくまちづくりを進めています。

この度、京都市はぐくみ憲章の実践活動に関して他のモデルとなる活動や特色ある活動に取り組まれている個人・団体を表彰します。

【概要】

- 被表彰者 大賞3件、はぐくみアクション賞27件 合計30件
※別紙「被表彰者一覧」参照
- 表彰者 京都市長 松井孝治
- 表彰日 令和7年10月15日（京都市自治記念式典にて表彰）
※被表彰者を代表して大賞受賞団体のうち1団体に登壇いただきます。
※表彰状は式典当日に授与もしくは後日郵送いたします。

<お問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

電話：075-222-3866

<参考1> 令和7年度京都市はぐくみ憲章実践推進者表彰について

1 募集期間

令和7年4月10日から5月12日まで

2 表彰の対象

以下の2項目をすべて満たすもの。

- ・京都市内で活動する個人又は団体（企業、NPO等の事業者、地域活動団体等）
- ・京都市はぐくみ憲章の理念に基づく実践活動その他の活動に取り組み、その活動が顕著で他の模範となり、憲章の実践を推進する気運の醸成に貢献すると認められるもの

3 表彰内容

- ・上記表彰対象に該当するものを「はぐくみアクション賞」として表彰する。
- ・また、活動を3年以上（応募日時点）実施している者から、特に特色ある活動を実施している3団体を大賞とする。なお、大賞の選考に当たっては、事前審査の順位にとらわれず、活動期間が3年未満であったとしても多角的な面から大賞を選考する。

4 選考方法

「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」表彰選考部会を設置し、以下の基準に基づき、選考を行う。

ア 有効性

- ・子どもを健やかで心豊かに育むために有効、又は効果を期待できる活動
- ・他の地域や市民、団体の実践活動を促す効果がある、又は期待できる活動

イ 先進性

- ・新たな課題やこれまであまり取り組まれてこなかった課題に取り組んでいる活動
- ・取組の手法やアプローチの仕方に、先進性や優れた工夫がある活動

ウ 継続性

- ・永年にわたる活動で、引き続き行われる活動
- ・定期的に事業を開催するなど、今後も継続が見込まれる活動

<参考2> 京都はぐくみ憲章について

京都市では、子どもを健やかで心豊かに育むための京都市民共通の行動規範として「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」を制定しており、憲章の理念に基づく市民の日常生活に根差した実践行動を促すことにより、家庭、地域、学校、企業、行政などのあらゆる場において行動の輪を広げ、子どもを健やかに育む社会の実現を目指しています。



京都はぐくみ憲章ロゴ